

## 国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項又は第5条第1項若しくは沖縄振興特別措置法第108条第6項又は第8項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、中国地方整備局では委託した港湾施設の管理状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

平成24年度以降、令和6年3月末日までの間に中国地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

令和6年7月3日

(別 添)

○港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先  
 港湾空港部 港湾管理課  
 港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先  
 082-511-3904  
 082-511-3906

| 監査年度           | 港湾名 | 港湾管理者名 | 施設名  | 是正を要する事項  |                               |  |
|----------------|-----|--------|--|---|-------------------------------|--|
|                |     |        |  | 内 容   | 処理方針                          | 措置状況   |
| 令和5年度<br>実地監査分 | 広島港 | 広島県    | 臨港道路   | 舗装にひび割れがある。   | 補修の実施。                        | 未処理：R6年度以降処理予定   |
|                |     |        | 西防波堤   | 施設に係留施設が設置され、施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。<br>起重機船の不法係留 | 係留施設の撤去<br>起重機船の退去            | 未処理：R6年度以降処理予定   |
|                |     |        | 第4岸壁   | 上部工に係船岸の性能を損なうような損傷がある。                                   | 直轄施行による改良                     | 未処理：R6年度以降処理予定   |
|                |     |        | 廿日市地区けい船杭                                      | 防舷材本体に永久変形。<br>上部工に係船岸の性能を損なうような損傷がある。                    | 補修の実施<br>原因究明のうえ、対策を講じる。      | 未処理：R6年度以降処理予定   |
| 令和4年度<br>実地監査分 | 水島港 | 岡山県    | 荷さばき地  | 施設の本来用途と異なった利用がされている。<br>施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。  | 用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施 | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度、平成30年度、令和2年度指摘事項   |
|                | 宇部港 | 山口県    | 第二突堤東側物揚場<br>第二突堤東側岸壁<br>第二突堤西側岸壁<br>第二突堤西側物揚場 | 現状が異なる用途で管理されている。<br>原状変更等の手続きに不備がある。                     | 当局へ協議のうえ指定した用途への是正又は利用計画の見直し  | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度に野積場の使用許可については、許可面積を減少させる等一部改善。<br>※平成18年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和元年度指摘事項       |
|                |     |        | 第二突堤南側物揚場                                      | エプロンの一部に破損箇所がある。  | 補修の実施                         | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成29年度より立入防止のバリケードを設置し、当面の安全対策は措置済み（現在、継続中）<br>※平成18年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和元年度指摘事項 |
|                |     |        | 第二突堤荷さばき地                                      | 現状が異なる用途で管理されている。   | 利用計画の見直し                      | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※令和5年3月一部処理済 工作物にかかる所要手続実施。<br>※平成18年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和元年度指摘事項                  |
|                |     |        | 本港地区芝中岸壁（-7.5m）                                | 防舷材本体の欠落が見られる。  | 補修の実施                         | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※令和元年度指摘事項   |

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先  
 港湾空港部 港湾管理課  
 港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先  
 082-511-3904  
 082-511-3906

| 監査年度           | 港湾名 | 港湾管理者名 | 施設名                        | 是正を要する事項   |                              |   |
|----------------|-----|--------|----------------------------|--|------------------------------|---|
|                |     |        |                            | 内 容  | 処理方針                         | 措置状況  |
| 令和3年度<br>実地監査分 | 呉港  | 呉市     | 川原石物揚場<br>宝町埠頭-4.5m岸壁(その2) | 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。                          | 所要手続きの実施                     | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成29年度指摘事項   |
|                |     |        | 荷さばき地                      | 施設の本来用途と異なった利用がされている。                                    | 用途廃止又は適正使用への是正               | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成29年度指摘事項   |
|                |     |        | 宝町岸壁                       | 防舷材本体の欠損が見られる。<br>施設の本来用途と異なった利用がされている。                  | 補修の実施<br>用途廃止又は適正使用への是正      | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成29年度指摘事項   |
|                |     |        | 宝町A護岸<br>宝町B護岸<br>宝町C護岸    | 護岸水叩き部に一部陥没が見られる。  | 補修の実施                        | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※令和元年度よりフェンス等による立入禁止措置済み（現在、継続中）  |
|                |     |        | 宝町道路敷                      | 施設の本来用途と異なった利用がされている。<br>施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。 | 用途廃止又は適正使用への是正及び所要<br>手続きの実施 | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※令和5年度 是正解消（公園と現地との<br>照合結果、宝町道路敷は是正を要する事項<br>の対象外となった。）<br>※平成29年度指摘事項 |
|                |     |        | 宝町船揚場                      | 施設本体の損傷が見られる。  | 補修の実施                        | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※令和4年度よりフェンス等による立入禁<br>止措置済み（現在、継続中）<br>※平成29年度指摘事項                     |
|                |     |        | 市営倉庫前棧橋                    | 施設本体の損傷が見られる。  | 補修の実施                        | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※令和2年度よりフェンス等による立入禁<br>止措置済み（現在、継続中）                                    |

## 港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先  
港湾空港部 港湾管理課  
港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先  
082-511-3904  
082-511-3906

| 監査年度            | 港湾名     | 港湾管理者名                | 施設名                    | 是正を要する事項   |                               |   |
|-----------------|---------|-----------------------|------------------------|--|-------------------------------|---|
|                 |         |                       |                        | 内 容  | 処理方針                          | 措置状況  |
| 令和2年度<br>実地監査分  | 田後港     | 鳥取県                   | 船揚場敷                   | 船揚場敷の一部が原状変更（物揚場形状）されており、背後には、港湾施設本来の用途以外で使用する上屋設置を承認し、使用料を徴収している。 | 用途変更                          | 未処理：R6年度以降処理予定  |
|                 | 水島港     | 岡山県                   | 物揚場敷荷さばき地              | 施設上に民間企業所有の施設が設置されており、管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。                      | 所要手続きの実施                      | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成30年度指摘事項                                   |
|                 |         |                       | 臨港道路敷                  | 施設の本来用途と異なった利用がされている。  | 用途廃止又は適正使用への是正                | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度、平成30年度指摘事項                            |
|                 |         |                       | 物揚場（-2.6m）             | 施設上に民間企業所有の施設が設置されており、管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。                      | 所要手続きの実施                      | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度、平成30年度指摘事項                            |
|                 | 呉港      | 呉市                    | 広地区-4.5m岸壁             | 施設に荷役機械が設置され、一部占有的に使用されている。<br>施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。     | 適正使用への是正及び所要手続きの実施            | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度指摘事項                                   |
|                 |         |                       | 広地区荷さばき地               | 施設の本来用途と異なった利用がされている。<br>施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。           | 用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施 | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度指摘事項                                   |
|                 |         |                       | 広地区荷さばき地道路             | 施設内に危険な段差、陥没、ひび割れ等がある。   | 補修の実施                         | 未処理：R6年度以降処理予定  |
|                 |         |                       | 多賀谷町南護岸                | 施設の本来用途と異なった利用がされている。<br>施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。           | 用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施 | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度指摘事項                                   |
|                 |         |                       | 駿河防波堤                  | 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。                                    | 所要手続きの実施                      | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※令和3年10月 一部手続実施（他目的使用）<br>※平成28年度指摘事項         |
|                 |         |                       | 寿船だまり護岸                | 施設の本来用途と異なった利用がされている。  | 用途廃止又は用途変更                    | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度指摘事項                                   |
|                 |         |                       | 寿町物揚場                  | 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。                                    | 所要手続きの実施                      | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度指摘事項                                   |
|                 | 寿町荷さばき地 | 施設の本来用途と異なった利用がされている。 | 用途廃止又は用途変更             | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成28年度指摘事項                                      |                               |   |
| 令和元年度<br>実地監査分  | 浜田港     | 島根県                   | 荷捌地敷                   | 荷捌きの用途に関係のない建物が建設されている。  | 用途廃止                          | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成19年度、平成26年度指摘事項                            |
| 平成30年度<br>実地監査分 | 岩国港     | 山口県                   | 装束地区荷さばき地<br>装束地区臨港道路敷 | 施設の本来用途と異なった利用がされている。  | 用途廃止又は適正使用への是正                | 未処理：R6年度以降処理予定<br>※平成31年3月一部手続実施（仮設物設置にかかる所要手続き）<br>※平成27年度指摘事項 |
|                 | 水島港     | 岡山県                   | 物揚場（-3.6m）             | 防舷材の一部に金具の緩みや亀裂等が見られる。   | 補修の実施                         | 未処理：R6年度以降処理予定  |